

令和5年6月28日

▼タイトル

令和5年6月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和5年6月定例会を閉会しました。

■議案数

	議決 案件	条例 案件	予算 案件	請願	意見書	決議
委員会付託中の議案	1	7	1	1		
本日追加 提出議案	市長提案					
	議員提案				1	2
計	1	7	1	1	1	2
うち議決議案数（計13件）	1	7	1	1	1	2
継続審査件数	なし					

■本日の議決状況

○議決案件

- ・議第44号は、原案のとおり可決しました。

○条例案件

- ・議第45号から議第51号までの7件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

- ・議第53号は、原案のとおり可決しました。

○請願

- ・請願第2号は、採択とすることに決定しました。

○意見書

- ・意見書第2号（精神障がい者を福祉医療費助成制度の対象とすることを求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※意見書は別添

○決議

- ・決議第4号（高木広和議長に対する不信任決議）は、原案を否決しました。
- ・決議第5号（是永宙副議長に対する不信任決議）は、原案を否決しました。

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

精神障がい者を福祉医療費助成制度の対象とすることを求める 意見書

平成5年に改正された障害者基本法では、これまでの医療の対象であった精神障がい者が、身体・知的障がい者と同様に障がい福祉の対象と位置付けられ、国や地方自治体の福祉政策を整備する根拠となりました。

しかし、滋賀県の福祉医療費助成制度（重度心身障害者（児））の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けており身体障がいの程度が1・2級に該当する方、身体障がいの程度が3級に該当し、知的障がいの程度が中度に該当する方、および知的障がいの程度が重度に該当する方、特別児童扶養手当支給対象児童で1級に該当する児童となっており、精神障がい者は対象外となっています。

よって、高島市議会は、滋賀県に対し次の項目の早期実現を求めます。

1. 精神障がい者を福祉医療費助成制度の対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

高島市議会 議長 高木 広和

提出先

滋賀県知事、滋賀県議会議長 あて